

令和5年度第1回福島県環境影響評価審査会

議事概要

(令和5年7月4日開催)

1 日 時

令和5年7月4日（火） 10時30分～11時30分

2 場 所

ふくしま中町会館6階北会議室

3 議 事

- (1) (仮称) 白石小原陸上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の概要説明と質疑
応答
- (2) その他

4 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会 8名
- (2) 事業者 3名
- (3) 事務局 3名
- (4) 傍聴人 6名

5 議事概要

(1) 会長職務代理人の選任

会長職務代理人が指名された。

(2) (仮称) 白石小原陸上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の概要説明と質疑応答

事業者が事業概要等の説明及び審査会構成員等から事前に質問した事項に対する回答を行い、その後、以下のとおり質疑応答を行った。

【審査会委員・専門委員】

先ほどの御説明で、施設の稼働に係る環境騒音の環境状況の調査期間が2季とあって、これは通常、だいたい四半期ごとに4季に分けて1～2年間くらい測定されると思います。2季とはどのような時期を選んで測定されるのか教えてください。

【事業者】

我々でとりあえず2季やってみて、騒音調査は慎重に進める必要があるものと十分把握しております。

御意見も踏まえ、調査前に回数を増やす等の検討をしまっているようにいたします。

【審査会委員・専門委員】

ありがとうございます。どうしても山間地等では四季変動を伴うので、稼働しているかどうかというよりも、四季変動をどのようにうまくとらえるのか、ということが非常に重要になってくると思います。

その上で施設の稼働に係ることもプラスで行わなければいけないことから、2季ではなく、動植物の繁殖時期や鳴き方の時期などを踏まえ、調査時期を選定されると良いと思います。

特にセミ等は騒音への影響が非常に大きく、早いもので4～5月くらいから鳴き始める種類もいることから、そのあたりを踏まえて観測していただければと思います。

【事業者】

わかりました。

【審査会委員・専門委員】

対象事業実施区域周辺は、福島第一原子力発電所事故の汚染状況重点調査地域になっており、放射能濃度と空間線量の測定については、記載のとおり実施していただきたい。

また、樹木の伐採や削土をされると思うが、その取り扱いはどのようにされるのでしょうか。

【事業者】

処理業者とともに、測定などを含め処理をきちんとしてまいります。また、対応が難しい場合は環境省にも相談し、対応したいと考えています。

【審査会委員・専門委員】

削土をまた盛土にするなど、発生した土をなるべく外に出さないようにする事業計画ですが、これは実施していただきたいと思います。

伐採木等は、処理がなかなかできないと思う。専門家と相談されるということですが、基本的には放射性物質の濃度を測定し、確認したうえで所定の処理をしていただきたいと思います。

もう一点、沈砂池の土壌について、沈砂池に放射性物質が付着した粒子が入ってくる可能性があることから、きちんとモニタリングして、処理していただきたいと思います。

【事業者】

わかりました。その辺十分配慮して対処してまいります。ありがとうございます。

【審査会委員・専門委員】

山地災害の観点から。地形や地質の項目について、資料の節々に配慮がなされているということは感じましたが、今、土砂災害に対して、住民の方等が懸念されていることから、資料の中で例えば急傾斜地や危険溪流地域、地すべり防止地域になっている区域等を示すと良いと思います。

地すべり防止区域等はある程度規模が大きいので、搬入道路が当該区域に該当しているところが多々あるようなので、そういったところも配慮いただければよいか、と思っているところです。

【事業者】

非常に重要な事項ですので、関係機関等にヒアリングを行い、対処してまいりますようにいたします。

【審査会委員・専門委員】

事前質問にもありますが、沈砂池の適切な設計と管理は極めて重要です。

多くの地域で大雨の後に沈砂池に汚泥が溜まって、キャリーオーバーするようになり流域の水質汚濁に対して問題が起こっています。沈砂池の汚泥の体積や厚さというのを管理するときには、水面上からどこまで溜まっているかを確認し、引き抜きを行うことになると思いますが、その管理の方法や引き抜き土砂をどこに保管するかを教えてください。

【事業者】

申し訳ありません。現時点ではそこまで詳しいところまでは詰められておりませんので、今後検討してまいります。

【審査会委員・専門委員】

この点は極めて重要ですので、よろしく申し上げます。

【事業者】

了解しました。検討いたします。

【審査会委員・専門委員】

今回の方法書では、配慮書からの変更点で、エリアの拡充など色々と配慮いただいたことはよくわかりました。新たに追加した資料4ページの5番のところは林道では無く県道のように、拡幅の可能性があるとのことですが、ここはどのような状況でしょうか。分かる範囲で回答をお願いします。

【事業者】

一般的なコンクリート舗装道路で、住宅や電柱と隣接していることから、すべてを拡幅するのではなく、できる限り少ない範囲で検討しているところです。

おそらく事業用地に搬入するルートが5番の道路になりますが、こちらは運搬ルート上に在来線の線路があることから、風力発電機の搬入が難しい可能性があります。

方法書段階では搬入道路の一案として記載しておりますが、搬入道路の第一候補は5番道路の上端にある、国道113号で当該道路を通り山間部に接続する計画で検討しています。

【審査会委員・専門委員】

説明ありがとうございます。

※ 以上で審査会は終了した。